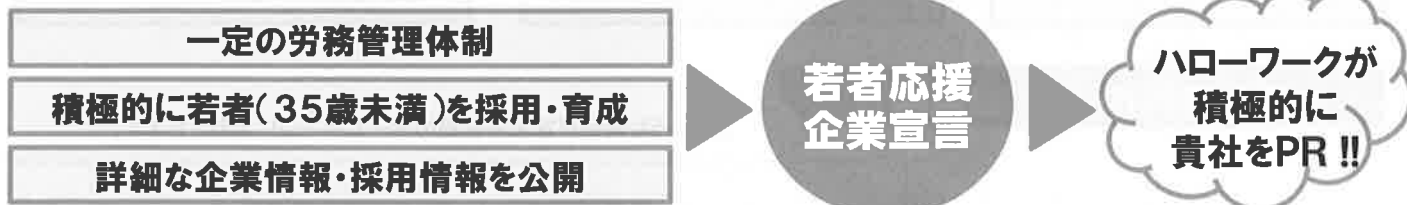


若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま 「若者応援企業宣言」としませんか？

「若者応援企業宣言」事業とは・・・

一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。



「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、貴社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極的にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。(※1)

(※1) ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

どんな企業が「若者応援企業宣言」できるの？

次の1から7の基準(宣言基準)をすべて満たす中小・中堅企業であれば、宣言できます。

1	学卒求人など、若者対象のいわゆる正社員求人(※2)をハローワークに提出すること
2	「若者応援企業宣言」の事業目的に賛同していること
3	右の就職関連情報を開示していること <ul style="list-style-type: none"> 社内教育、キャリアアップ制度等 過去3年度分の新卒者の採用実績及び定着状況 過去3年度分の新卒者以外の正規雇用労働者(35歳未満)の採用実績と定着状況 前年度の有給休暇および育児休業の実績 前年度の所定外労働時間(月平均)の実績
4	労働関係法令違反を行っていないこと
5	事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
6	新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと
7	助成金の不支給措置を受けていないこと

(※2) 正社員とは、雇用期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度の社員をいいます。派遣求人(特定労働者派遣求人は除く)や請負求人は、本事業の趣旨・目的に沿わないため対象外となります。



「若者応援企業宣言」までの流れ

① 求人提出

ハローワークに
学卒求人・一般求人を提出

※期間の定めがなく、所定労働時間が通常の労働者と同程度のいわゆる正社員求人の提出が必要です。

② 「宣言基準」の確認

- 事業目的に賛同していること
 - 就職関連情報を開示していること
 - 労働関係法令違反を行っていないこと
- ほか
※宣言書などによって「宣言基準」を確認させていただきます。

③若者応援企業宣言

「若者応援企業」求人として公開

- 宮城労働局のホームページに「若者応援宣言企業」として企業名や就職関連情報を掲載します。
- 宣言された日から原則、その事業年度末まで「若者応援企業」の名称を使用できます。

事業所PRシート（記載例）

このような情報が宮城労働局のホームページに掲載されます。



事業所PRシート【若者応援企業用】

記入例

平成25年4月1日現在

事業所番号 0401-123456-7

事業所名 カブシキガイシャ センカクセンター
株式会社 仙学センター

所在地 〒983-8585
仙台市宮城野区鉄砲町1番地 学仙ビル8F

上記以外の本社・支店・営業所等 支店：盛岡市・山形市にあり

ホームページ http://www.sengaku.ne.jp

1. 会社の特徴・事業内容
事務機器、コンピュータ周辺機器の卸売の販売会社です。営業エリアは東北六県で、業績も順調に伸びており、今後、北関東へ進出予定です。

2. 求める人材
フットワークが軽く、チームワークを重んじる方。営業で車の運転をすることが多いため、安全運転を心掛けている方の応募をお待ちしています。

3. 社内教育・キャリアアップ計画
採用後3ヶ月間は、先輩社員がマンツーマンで指導いたします。PC関連の資格取得の費用の一部会社が負担します。職務経歴年数に応じて、社内昇格試験有。

4. 福利厚生制度
誕生日休暇（誕生日に2日）、採用5年後に特別休暇10日、年1度社内旅行（昨年度：ハワイ）もあります。

5. 社長や先輩社員からのメッセージ
当社は若い社員も多く、明るい雰囲気職場です。実務経験がなくても先輩社員が責任を持って指導いたします。自分の目で確かめるのが一番！興味をもっていただいた方は是非一度、当社においでください。社員一同お待ちしております。

6. 新卒者の採用実績・定着状況（そのほか、大学以外の大学卒者のみ）

年度	23年度（H24.3卒）			22年度（H23.3卒）			21年度（H22.3卒）		
	高校	大学	その他	高校	大学	その他	高校	大学	その他
採用人数	1	2	0	1	3	0	0	0	2
うち在職者数	1	2	0	1	2	0	0	0	2

7. 35歳以上の正規雇用者数（そのほか、パート・アルバイト）

年度	23年度	22年度	21年度
採用人数	1	1	1
うち在職者数	1	1	1

8. 有期雇用の割合状況 10 %/年
(有期休暇取得日数÷社員数)

9. 所定外の労働時間（月平均） 15 時間

10. 異業体業の取得状況

性別	取得率
男性	50 %
女性	100 %

11. インターンシップの受入 可 否

12. 職場見学・職場体験の受入 可 否

項目	内容
受入可能人数	2 人
受入可能時期	7月～9月上旬
実施できる内容	1週間～2週間程度、当社営業担当者とともに、顧客先への営業、又は、営業事務のアシスタントなど。
受入可能人数	5 人
受入可能時期	(12月中旬～1月上旬・3月中旬～4月上旬)以外
実施できる内容	職場見学：2時間程度、当社担当が指導内容をいたします。職場体験：丸2日、当社の営業部で、アシスタント業務を体験できます。

13. 出張状況 可 否

14. その他
インターンシップ及び職場見学・体験希望の方は事前に担当部署までご連絡いたします。
担当部署：総務部 連絡先：☎022-299 8061

宮城労働局 < http://miyagi-roudoukyokujisite.mhlw.go.jp >

※ 「インターンシップ」や「職場見学・職場体験」の受入れを可能とPRいただいた事業所には、後日、ハローワーク等からご相談の連絡をさせていただく可能性があります。

詳しくは、宮城労働局、ハローワークへお問い合わせください。

若者の人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援します！

若者チャレンジ奨励金

(若年者人材育成・定着支援奨励金)のご案内

35歳未満の非正規雇用の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習(OJT)と座学(Off-JT)を組み合わせた訓練(若者チャレンジ訓練)を実施する事業主の方に奨励金を支給します。

訓練奨励金	訓練実施期間に訓練受講者1人1月当たり15万円
正社員雇用奨励金	訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過時に50万円、2年経過時に50万円(計100万円)

- ◆ 正社員としての雇用経験などが少なく職業能力形成機会に恵まれない若者を、新たに有期契約労働者として雇い入れて訓練を実施する場合と、既に有期契約労働者等として雇用している若者に訓練を実施する場合に活用できます。
- ◆ 1年度に計画することができる訓練の上限は、60人月※となります。
※ 人月とは、(受講者数×訓練月数)の合計をいいます。例：3人に3カ月間の訓練を実施する場合=9人月

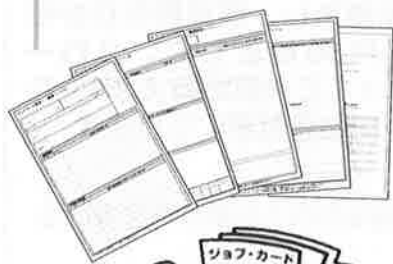
若者チャレンジ訓練の対象者は…

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

- 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カード(下記参照)の交付を受けた者
- 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など

※ 新規学校卒業予定者および新規学校卒業者は、原則として卒業日が属する年度の3月31日まで若者チャレンジ訓練の対象者として募集することができません。

「ジョブ・カード」とは



ジョブ・カードは、①履歴シート、②職務経歴シート、③キャリアシート、④評価シート、の4つのシートからなるファイルです。

①から③のシートは、正社員採用やキャリア・アップを目指す若者が登録キャリア・コンサルタント※によるキャリア・コンサルティングを受けながら作成します。これらのシートを作成することにより、自己の職業能力などに対する理解を深め、訓練に対する意識を高めることができます。

④のシートは、訓練受講者の訓練成果を評価するためのシートです。訓練を実施した企業などが訓練受講者に交付します。

※登録キャリア・コンサルタントとは、ジョブ・カードを交付することができるキャリア・コンサルタントとして厚生労働省または登録団体に登録された人です。ハローワークやジョブ・カードセンターなどに所属しています。

<参考> 厚生労働省ホームページ(ジョブ・カードの概要)
http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/

<ご注意>

この奨励金は平成25年度末までの時限措置です。また、支給額が予算額に達する見込みとなった時点で、申請の受付を中止いたしますので、あらかじめご了承ください。



ご利用をお考えの際は、事前に厚生労働省のホームページにて要件等をご確認願います。ご不明な点等がございましたら、最寄りのハローワークまたは宮城労働局職業対策課助成金コーナー(022-299-8063)までお問い合わせください。

被災者雇用開発助成金の対象者の要件が変わります

被災者雇用開発助成金とは

東日本大震災による被災離職者または被災地域に居住する求職者（被災地求職者）を、ハローワーク等（※1）の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れた事業主に対して支給します。

※1 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取り扱いについての同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者もしくは無料船員職業紹介事業者

支給額	大企業	50万円（短時間労働者を雇い入れた場合は30万円）
	中小企業	90万円（短時間労働者を雇い入れた場合は60万円）

◆平成24年10月1日から、助成金の対象となる労働者の要件が、以下のようになります。

対象労働者	平成24年9月30日までの要件	平成24年10月1日以降の要件
被災離職者	以下①～③の全てに該当する人 ①東日本大震災発生時に、被災地（※2）で就業していたこと ②震災により離職を余儀なくされたこと ③②の離職後、安定した職業についたことがないこと（*） ※2 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）	変更なし
被災地求職者	東日本大震災発生時に被災地域に居住しており、震災後、安定した職業についたことがない人（*） （震災により被災地域外に住所または居所を変更している人を含みます）	左記の要件を満たし、震災発生日から平成24年9月30日までに、ハローワーク等（※3）で求職活動（※4）を行った人のみが助成対象になります。 ※3 上記※1と同じ ※4 窓口で職業相談や職業紹介を受けること （注）震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域・緊急避難準備区域に居住していた人については、9月30日までに求職活動を行っていても助成対象になります。

（*）「安定した職業についたことがない」とは、具体的には「週所定労働時間20時間以上の労働者として6か月以上雇用されたことのない」ことをいいます。

・ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。

平成23年3月11日の東日本大震災の発生時に、県内に住所を有していた方などで、採用時に失業状態であった方(新規学卒者を含む。)を雇い入れた場合の助成金制度を創設しました!

平成25年4月24日作成版

概要

平成24年6月以降は毎月1～10日が受付期間です!

■採用時に失業状態にあった方(新規学卒者を含む。)など(※)新規の求職者を、平成26年5月31日までに雇い入れた場合に、一定の要件のもと、助成金を支給します。

(※)この事業では被災求職者という、罹災証明の有無などは問いません。詳細はホームページをご覧ください。

➤ 県内の事業所であって、復興に向けた**産業政策(※)に基づく支援事業を実施する事業所(事業所毎)**が対象になります。

※ 対象となる産業政策を県でリスト化(対象産業政策リスト)し、ホームページ等で公開しています。

➤ **平成23年11月21日以降**、助成金の対象に該当する求職者の方を「**期間の定めのない雇用又は1年以上の有期雇用で契約更新が可能な雇用形態**」で雇い入れた場合に対象となります。

※ 短時間労働者(雇用保険の一般保険者(週20時間以上))も対象となります。

※ 平成26年5月31日までに最初の新規求職者(再雇用者に該当しない方)を雇い入れていることが必要です。

➤ 雇い入れる方のうち**8割までは**、一度解雇した従業員を再び雇い入れる**再雇用者も対象**になります。

➤ 助成金額は、**1人当たり最大225万円**を段階的(1年目120万円、2年目70万円、3年目35万円)に支給します。

※ 1事業所につき1億円を上限、短時間労働者は1人当たり110万円、裏面図の(2)の対象支援事業の場合は、再雇用者は1人当たり180万円(再雇用の短時間労働者は1人当たり88万円)となります。

■助成金の対象となる方の雇い入れ後、次により申請することができます。

➤ **郵送**(書留などの配達記録が残る方法、消印有効)又は**持参**により御提出ください。

○ 郵送の場合の送付先 宮城県 経済商工観光部 雇用対策課分室(雇用創出班)あて
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

○ 持参いただく場合の受付場所 宮城県庁10階 雇用対策課分室内(相談・申請コーナー)
午前:9時30分から11時30分まで、午後:1時から午後4時30分まで

➤ 受付期間 **平成26年3月までの、毎月1日～10日が受付期間です。**

(ただし、予算が無くないしだい終了となります。また、平成26年度の受付期間は別途定めます。)

※ 持参の場合の受付は、土・日・祝日等の県の休日を除きます。

※ 各受付期間の末日が、土・日・祝日等の県の休日に当たるときは、その翌日を当該期間の終期とします。

※ 既に雇い入れた方を対象として、**上記のいずれの期間においても申請可能です。**

(申請時点で既に離職している場合を除き、支給決定前の雇用実績についても原則として支給額の算定対象となりますので、事業要件及び申請書類をよく確認されてから申請されるようお願いいたします。)

※ 受付期間の後半は窓口が混雑することが見込まれますので、お早めに申請されるようお願いいたします。

○ このリーフレットは概要版ですので、事業の詳細な内容の確認及び申請様式等のダウンロードについては、宮城県雇用対策課のホームページをご覧ください。(ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/sosiki/koyou/>)

○ お問い合わせ先 「事業復興型雇用創出助成金相談・申請コーナー」

宮城県経済商工観光部 雇用対策課分室内

(TEL 022-211-2779 FAX 022-211-2699 MAIL koyousou@pref.miyagi.jp)

助成対象とならない事業主

■次に該当する事業主は、この助成金の支給を受けることができません。

- 不正な行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られている事業主
- 暴力団、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係している事業を行う事業主
- 宮城県税に未納がある事業主
- この助成金の対象となっている労働者に支払うべき賃金を、支払期日を超えて支払っていない事業主(支給額の請求等を行うまでに支払った場合を除く。)
- 労働者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を適切に整備、保管していない事業主

※ 表面記載の要件についても再度御確認願います。

助成対象とならない労働者

■次に該当する場合は、助成金の支給対象にはなりません。

- 雇い入れた助成対象者が申請時点で既に離職している場合
- 雇用保険の一般被保険者とならない方(※)を雇い入れた場合
※ 週所定労働時間が20時間以上の65歳以上の方については、例外的に助成対象となります。
- 平成23年11月21日以降に自らの事業所を離職(雇用期間の満了を含む)した方を再び雇い入れた場合
- 平成23年11月21日以降に、助成対象となる事業所で労働者を事業主都合により解雇(勧奨退職等を含む。)又は雇い止めした事実がある場合において、その人数に相当する方を雇い入れた場合
- 雇入れに係る費用について、国又は地方公共団体が支給する他の補助金や融資等の支給対象となっている方を雇い入れた場合
- 平成23年度ふるさと雇用再生特別基金事業により自ら雇用した方を雇い入れた場合

※ 表面記載の要件についても再度御確認願います。

事業スキーム

…被災地の産業振興に合わせて、雇用面からも支援する助成金です！

